

事 務 連 絡  
平成23年4月13日

福島県保健福祉部 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

貴県産原木しいたけの放射性物質検査に係る留意点について

貴県産の原木しいたけ（露地）から暫定規制値を大幅に超過する結果が確認され、別添のとおり、貴県の一部地域に対し露地栽培の原木しいたけについて出荷制限及び摂取制限が指示されたところです。

については、貴県産原木しいたけ（露地栽培及び施設栽培）について、下記に御留意の上、検査を実施していただくよう御配慮をお願いします。

#### 記

1. 施設栽培の原木しいたけからのセシウムの検出があるため、モニタリング検査を強化すること。
2. 検査を実施していない市町村（国見町、桑折町、三春町、小野町、古殿町、鮫川村、浅川町及び棚倉町）について、モニタリング検査を強化すること。

以上

指 示

平成23年4月13日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

1. 福島県飯舘村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村及び川内村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。